福岡県公報

令和八年十月二十三日
第七百三十八号
増　刊　①

目　次

条　例（第五十二号－第五十五号）

○知事の給料の特例に関する条例　（人　事　課）……一

○福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例　（人　事　課）……二

○福岡県議会議員の政治倫理に関する条例　（議会事務局総務課）……四

○福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例　（議会事務局議事課）……七

公布された条例のあらまし

◇知事の給料の特例に関する条例

1　部課長会による政治資金パーティー券の購入補助や知事の海外活動等の一連の問題により、県政に対する県民の信頼を大きく損ねていることを踏まえ、県政を預かる知事としての責任を示すため、知事の給料を減額することとした。

2　この条例は、令和八年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例

1　職員に対して優位な地位又は影響力を有する者によるその優位な地位等を利用した不当な要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為を防止し、職員が公正に職務を執行できる環境を確立することにより、県民の信頼に応えた公正な行政運営を確保することとした。

2　一　この条例は、公布の日から施行することとした。

二　この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

◇福岡県議会議員の政治倫理に関する条例

1　福岡県議会における政治倫理の確立のため、福岡県議会議員の責務及び遵守すべき政治倫理基準その他の事項を定め、当該基準等に反する疑いのある行為について議員以外の者のみによる審査の体制を整備することとした。

2　一　この条例は、公布の日から施行することとした。

二　この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

◇福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1　令和七年の国勢調査人口及び公職選挙法第十五条各項の規定等を踏まえ、総合的に検討した結果に基づき、福岡県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の規定の整備を行うこととした。

2　一　この条例は、公布の日から施行することとした。

二　この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

条　例

次に掲げる条例をここに公布する。

1　知事の給料の特例に関する条例

2　福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例

3　福岡県議会議員の政治倫理に関する条例

4　福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

令和八年十月二十三日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県条例第五十二号

知事の給料の特例に関する条例

令和八年十一月分から令和九年一月分までの知事の給料月額は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）第四条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、同条例別表第二に規定する給料月額から、当該給料月額に百分の百を乗じて得た額を減じた額とする。

定期発行日　毎週火金曜日

〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）

〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

附　則

この条例は、令和八年十一月一日から施行する。

福岡県条例第五十三号

福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例

（目的）

第一条　この条例は、職員に対して優位な地位又は影響力を有する者によるその優位な地位等を利用した不当な要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為を防止し、職員が公正に職務を執行できる環境を確立することにより、県民の信頼に応えた公正な行政運営を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　職員　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する福岡県職員をいう。

二　地位　職務上又は組織上の地位をいう。

三　影響力　社会的又は政治的な立場その他の関係に基づき職員の職務執行又は職場環境に対して直接又は間接に影響を及ぼし得る力をいう。

四　不当な要求等　職員の職務執行の中立性を不当に害する要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為により、公正な職務の執行に支障を生じさせるものをいう。

五　任命権者　地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者（同条第二項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。

２　職員に対して行われる議会活動又は陳情、要望その他の活動であって、その手段及び態様が社会通念上逸脱していないもの（以下「議会活動等」という。）については、前項第四号の不当な要求等に該当しないものとする。

（禁止行為）

第三条　職員に対して優位な地位又は影響力を有する者は、その優位な地位等を利用して、不当な要求等を行ってはならない。

（任命権者の責務）

第四条　任命権者は、職員が不当な要求等を受けることなく公正に職務を執行できるよう、職場環境の整備その他必要な措置を適切に講じなければならない。

２　任命権者は、職員が受ける不当な要求等に関する相談に適切に対応するため、内部相談窓口（以下「内部窓口」という。）及び任命権者が指定する弁護士による外部相談窓口（以下「外部窓口」という。）を整備しなければならない。

３　任命権者は、職員に対する不当な要求等があったと疑われる事案の情報を得たときは、内部窓口にその内容を確認させ、必要があると認めるときは、当該内部窓口を通じて外部窓口に事実関係の調査を行わせなければならない。

（職員の責務）

第五条　職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

２　職員は、その使命を自覚し、県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければならない。

３　職員は、議会活動等に対して、不当に拒むことなく、誠実に対応しなければならない。

（相談の申出等）

第六条　職員は、不当な要求等を受けたとき、又は不当な要求等を見聞きしたときは、第四条第二項の内部窓口又は外部窓口に相談することができる。

２　前項の相談は、文書又は電子メールその他の電磁的方法において受け付けるものとする。この場合において、相談者は、当該相談を匿名で行うことができるものとする。

（相談の処理）

第七条　内部窓口は、前条第一項の相談を受けたときは、その内容を記録し、相談者の同意を得た上で、外部窓口に事実関係の調査を依頼するものとする。

２　外部窓口は、前条第一項の相談を受けたとき、前項の依頼を受けたとき、又は第四条第三項の規定により調査を命ぜられたときは、その内容を記録し、相談者の同意を得た上で、事実関係の調査を行うものとする。

３　任命権者は、職員が不当な要求等に関する相談をしたこと又は調査に協力したことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（事実関係の調査）

第八条　外部窓口は、前条第二項の規定に基づき調査を行うときは、相談者及び不当な要求等を行ったとされる者（以下「行為者」という。）の双方から事情を聴取し、説明及び反論の機会を十分に確保しつつ、関係者への聞き取りその他の必要な調査を行うものとする。

２　外部窓口は、前項の調査が終了したときは、当該調査の結果を取りまとめ、任命権者に報告するものとする。

３　任命権者は、前項の報告を受けた場合、行為者が職員以外の者であるときは、その調査結果の妥当性について、次条の委員会に諮問し、審査を求めるものとする。

（福岡県不当な要求等調査委員会の設置）

第九条　行為者が職員以外の者である場合に、前条第二項の調査結果の妥当性について審査を行うため、福岡県不当な要求等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、弁護士その他の学識経験を有する者のうちから五人以内の委員をもって組織するものとする。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

５　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

６　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の運営）

第十条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、次に掲げる事務を行う。

一　第八条第二項の調査結果の妥当性について審査すること。

二　前号の審査に関し、必要があると認めるときに、追加の調査を行うこと。

４　委員会は、前項第二号の調査に関し、必要があると認めるときは、調査補助員を置くことができる。

５　委員会は、第三項第一号の審査を行うに当たり、行為者に対し、当該行為者が行ったとされる不当な要求等の概要を通知し、口頭又は文書により弁明の機会を与えるものとする。

６　委員会は、第三項第一号の審査の結果について、委員長を除く出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

７　委員会は、前項の審査結果を可決したときは、当該審査結果を任命権者に答申するものとする。

８　委員会は、第三項第一号の審査の結果、不当な要求等があり、その事案の重大性や社会的影響から公表の必要があると認めるときは、委員全員の同意をもって、前項の答申により任命権者に意見するものとする。

９　委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

10　委員の報酬の額は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）第三条第一項の規定にかかわらず、一日当たり十万円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

11　委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、その一部又は全部を公開することができる。

（任命権者の対応）

第十一条　任命権者は、事実関係の公正な調査により不当な要求等の事実が確認された場合には、次の各号に掲げる当該不当な要求等を行った者の区分に応じ、当該各号に定める対応を行うものとする。

一　職員　当該事案の態様に応じた懲戒処分その他必要な措置

二　職員以外の者　当該事案の態様に応じた必要な是正の要請その他必要な対応

２　不当な要求等を行った者が福岡県議会議員である場合であって、任命権者が前条第八項の意見を受けたときは、当該任命権者は、議長に対し、委員会の答申を添えて、当該福岡県議会議員について福岡県議会議員の政治倫理に関する条例（令和八年福岡県条例第五十四号）第四条第十一号に掲げる政治倫理基準に反する事実が確認された

旨を申し出るものとする。この場合において、当該福岡県議会議員に対しては、前項の規定は適用しない。

（事実の公表）

第十二条　任命権者は、前条第一項第二号に定める対応を行った場合であって、第十条第八項の意見を受けたときは、その意見を踏まえ、当該不当な要求等を行った者の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称を含む。）及び行為の概要を公表するものとする。

（任命権者が行為者である場合の特例）

第十三条　任命権者が行為者である場合は、当該任命権者を補佐する職にある者（当該任命権者が行ったとされる不当な要求等に関与した者を除く。）が、この条例に規定する任命権者の職務を行うものとする。

（秘密保持）

第十四条　任命権者及び相談、調査又は審査に関与した者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（適用除外）

第十五条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員が受ける不当な要求等に関する措置については、第四条第二項及び第三項並びに第六条から第十二条までの規定にかかわらず、別に定める。

（委任）

第十六条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第十一条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた不当な要求等について適用し、同日前に行われた不当な要求等については適用しない。ただし、任命権者は、事実関係の公正な調査により、不当な要求等が行われたことを確認した場合には、当該不当な要求等を行った者に対して、調査結果を提供し、適切な対応を求めることができる。

福岡県条例第五十四号

福岡県議会議員の政治倫理に関する条例

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の揺るぎない信頼があって初めて成し遂げられるものである。しかしながら、令和八年、福岡県議会においては、議長及び副議長の選任等をめぐる金銭の授受の疑いや、海外活動に係る不透明な公費支出の疑いが相次いで報道され、県民の県議会に対する信頼を著しく損なう事態が生じた。

我々議員は、県民の厳粛な信託により、その代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く自覚し、公正、誠実及び清廉を旨とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

福岡県議会は、この度の一連の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を招くことのないよう実効性のある再発防止策を講ずるとともに、県民に対して開かれた、公正で透明性の高い議会運営を実現しなければならない。

ここに、福岡県議会は、議員の責務及び遵守すべき政治倫理基準を明らかにするとともに、当該基準に反する疑いのある行為に対して、議員以外の者のみによる厳正な審査の体制を整備し、もって県民の信頼の回復を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、福岡県議会（以下「議会」という。）における政治倫理の確立のため、福岡県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び遵守すべき政治倫理基準その他の事項を定め、当該基準等に反する疑いのある行為について議員以外の者のみによる審査の体制を整備することにより、議会の秩序及び名誉を守るとともに、県民の議会に対する信頼の確保を図り、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条　議員は、県民の負託に応えるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2　議員は、高い倫理的責務が課せられていることを自覚し、その言動が県民及び県政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

３　議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする責務を負うものとする。

４　辞職、失職等により議員でなくなった者は、政治倫理に関し、議員在職中の行為について政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明するよう努めるものとする。

（宣誓書の提出）

第三条　議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から三十日以内に、福岡県議会議長（以下「議長」という。）が定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

（政治倫理基準）

第四条　議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）その他の関係法令（以下単に「関係法令」という。）とともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

一　議員の品位又は名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二　集会、印刷物又はインターネットの利用その他の手段による情報の発信により、他人の名誉を毀損し、若しくはその人格を損なう行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

三　福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（令和四年福岡県条例第三十号）に定めるハラスメントをはじめ、各種のハラスメント行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。

四　その権限を濫用し、又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。

五　議長、副議長その他議会における役職の選任若しくは推薦又はこれらに係る会派内の意思決定に関し、金品その他の財産上の利益の供与を受け、若しくはその要求若しくは約束をし、又はこれを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をしてはならないこと。

六　自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、働きかけをしてはならないこと。

七　公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

八　議員派遣による海外活動を行うに当たっては、その目的及び趣旨に十分留意し、県民に疑念を抱かれることのないよう、適正に実施しなければならないこと。

九　政治資金に関し、道義的な批判又は不透明との批判を招くような寄附を受けてはならないこと又は同様の寄附を資金管理団体をはじめ自らが代表者である政治団体（次号ロにおいて単に「政治団体」という。）に受けさせてはならないこと。

十　政治資金の管理に関して、次の事項を遵守すること。

イ　収支報告書に記載されない、公正を疑われるような金銭があってはならないこと。

ロ　政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。）が、収支報告書へ記載すべき事項の不記載又は虚偽の記入その他の不正な会計処理を行い、県民に重大な疑念を与えることのないよう、これを防止するため相当の注意を払うとともに、当該会計責任者を適切に監督すること。

十一　福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例（令和八年福岡県条例第五十三号）第二条第四号の不当な要求等を行ってはならないこと。

十二　前号に掲げるものを除くほか、公務員又は関係団体の職員に対し、その地位を利用し、影響力を不当に及ぼすなどして、公正な職務の執行を妨げてはならないこと。

十三　その配偶者又は二親等以内の親族に、国又は地方公共団体の契約に関し、県民の疑惑を招くような行為をさせないよう努めること。

（審査の請求）

第五条　議員及び県内有権者（地方自治法第十八条に定める選挙権を有する県民をいう。以下同じ。）は、関係法令又は前条各号に掲げる政治倫理基準（以下単に「政治倫理基準」という。）のいずれかに反する疑いがあると認める議員があるときは、議員にあっては議員の定数の四分の一以上で、かつ、三以上の会派（所属する議員が一人の場合を含む。）の議員の連署をもって、県内有権者にあってはその総数の五十分の

一以上の者の連署をもって議長に審査を請求することができる。

2　前項の規定による審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

3　議長は、審査の請求を受けたときは、速やかに第七条第一項の審査会に諮問するものとする。

（任命権者の申出）

第六条　議長は、福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例第十一条第二項の規定に基づく申出を受けたときは、福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）別表に掲げる代表者会議の協議を経た上で、次条第一項の審査会に諮問するものとする。

（審査会の設置）

第七条　議長は、審査の請求を受けたとき又は前条の規定に基づき申出に係る諮問をするときは、これを審査させるため、議会に福岡県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2　審査会は、日本弁護士連合会の企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン及び地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の趣旨を尊重して審査を行うものとする。

3　審査会は、委員七人以内をもって組織する。

4　委員は、弁護士その他の学識経験を有する者のうちから、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の議決を経て議長が任命する。ただし、議員は、委員となることができない。

5　審査の請求をされた議員又は前条の申出に係る議員（以下「審査の請求をされた議員等」という。）と特別の利害関係のある者は、これを委員に任命することができない。

6　委員の任期は、第九条に規定する答申の日までとする。

7　審査会に会長及び副会長を置く。

8　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

9　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

10　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

（審査会の運営）

第八条　審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

一　審査会は、会長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。

二　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

三　審査会の議事は、会長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

四　審査の請求をされた議員等は、審査会から出席又は出席に加えて資料の提出の要請があった場合は、出席し、又は出席の上で資料を提出し、誠実に答える義務を負う。

五　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査の請求をされた議員等以外の議員、参考人その他の関係者に対し、審査会への出席又は資料の提出の要請を行うことができる。

六　審査の請求をされた議員等は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。

七　委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

八　審査会の会議は、これを非公開とする。

九　前号の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、その議決により審査の一部又は全部を公開することができる。

十　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

十一　会長は、職員をして、会議の概要その他の必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

十二　審査会は、審査の請求をされた議員等につき、関係法令又は政治倫理基準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し、文書による警告又は議場における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十三　第三号の規定にかかわらず、審査会は、会長を除く出席した委員の三分の二以

上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告の一又は二以上の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

十四　審査会は、前二号に定める審査の結果を意見として答申しない場合であって、政治的又は道義的に責任があると認められないときは、その旨の審査の結果を答申するものとする。

十五　審査会は、前号の場合において、審査の請求をされた議員等から名誉の回復を求められたとき、又は名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し、当該議員の名誉を回復するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

十六　審査会は、審査の請求をされた議員等が議員でなくなった場合においても、審査を継続するものとする。ただし、必要でないと認めるときは、審査を終了することができる。

２　審査会は、議長に対し、前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項について定めるよう求めることができる。この場合において、議長は、議会運営委員会の協議を経た上で、誠実に対処するものとする。

（議長への答申）

第九条　会長は、審査の結果（以下「審査結果」という。）を議長に答申するものとする。

（審査結果の通知及び公表）

第十条　議長は、前条の答申を受けたときは、その内容を議会運営委員会に報告するとともに、審査の請求をした議員若しくは県内有権者の代表者又は第六条の申出に係る任命権者及び審査の請求をされた議員等に対して審査結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（意見書の提出及び公表）

第十一条　審査の請求をされた議員等は、前条の規定による通知を受けた日から十四日以内に、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

２　議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

（措置）

第十二条　議長は、第九条の答申を受けたときは、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査会が必要と認める措置を議会の責任において講ずるものとする。

２　議長は、前項の措置を講じたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

３　議長は、第八条第一項第十五号に規定する審査会からの求めがあった場合には、議会運営委員会の協議を経た上で、議会の会議に付し、審査の請求をされた議員等の名誉を回復するため、前条第一項に規定する意見書の当該議員本人による読み上げその他の必要な措置を認めるものとする。

（議長の職務の代行）

第十三条　審査の請求をされた議員等が議長である場合は、この条例に規定する議長の職務は、副議長が行う。

（委任）

第十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、この条例の施行の日前になされた行為については、適用しない。

３　この条例の施行の日において議員である者は、同日から三十日以内に第三条の宣誓書を議長に提出しなければならない。

４　議会は、この条例の施行後一年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福岡県条例第五十五号

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す

る条例（昭和四十九年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八十七人」を「八十六人」に改める。

別表中

「田川郡	二人」を
「田川郡	一人」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。